

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川口市芝富士二丁目七番三十一―三百三十三号 シャルム蔵

齋藤 伸幸

二 取消年月日

平成三十一年二月十九日